

## 【EU】土壤モニタリング法の制定

海外立法情報課長 芦田 淳

\*2025年11月、土壤の健全性のモニタリング（監視）及び評価、土壤の回復力（干ばつのよきな攬（かく）乱から回復する力）並びに汚染サイトの管理に関する指令が制定された。

### 1 背景及び経緯

EU 全域における土壤の劣化を踏まえ、2021年11月17日に策定された EU の土壤戦略 (COM(2021)699) は、土壤の保護と回復を図り、持続可能な利用を確保するための枠組みと具体的な措置を定めるものであった<sup>1</sup>。2023年7月5日、当該戦略の下、（規制対象である各加盟国内の経済事業者にとっての）公平な競争環境と、高い水準での環境及び健康の保護を保証するものとして、土壤のモニタリング及び回復力に関する指令案 (COM(2023)416) が提案された<sup>2</sup>。同指令案は、その後の修正を経て、2025年9月29日に EU 理事会において、同年10月23日に欧州議会においてそれぞれ承認され、同年11月12日に「土壤のモニタリング及び回復力に関する 2025 年 11 月 12 日の欧州議会及び理事会指令 (EU) 2025/2360 (土壤モニタリング法)」<sup>3</sup>（以下「2025 年指令」）として成立した。同指令は、全 7 章 28 か条及び附属書 6 部から成り、施行日は 2025 年 12 月 16 日である。加盟国は、2028 年 12 月 17 日までに同指令を国内法化しなければならない（2025 年指令第 26 条。以下、条名は同指令のものである。）。

### 2 2025 年指令の主な内容

#### (1) 目標

2025 年指令は、EU 域内の全ての土壤について、信頼性があり一貫性のあるモニタリング枠組みを確立することなどにより、2050 年までに健全な土壤を実現し、①多様な生態系サービス<sup>4</sup>の提供、②気候変動及び生物多様性の損失の影響の予防及び緩和、③自然災害等に対する回復力の強化を可能にすることを目標とする（第 1 条）。

#### (2) 土壤の健全性のモニタリング及び評価

加盟国は、以下の義務を負う。①土壤の健全性並びに土壤の被覆<sup>5</sup>及び除去<sup>6</sup>について、定期的に一貫しており、かつ、正確なモニタリングを確保するため、国及び EU のレベルにおける既存の枠組みを基盤とした土壤モニタリング枠組みを確立すること（第 6 条）。加盟国は、土壤

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年12月5日である。

<sup>1</sup> Directorate-General for Environment, “Soil Monitoring Law.” European Commission website <[https://environment.ec.europa.eu/topics/soil-health/soil-monitoring-law\\_en](https://environment.ec.europa.eu/topics/soil-health/soil-monitoring-law_en)> 土壤の劣化に関して、より具体的には EU 全域の 60~70% の土壤が不健全な状態にあるとされている。

<sup>2</sup> *ibid.* 指令案の内容及び本稿で使用する訳語等については、小澤隆「土壤の健全性（Soil health）の回復に向けた EU の取組」『レフアレンス』886 号、2024.10, pp.1-30. <<https://doi.org/10.11501/13763464>> を参照した。

<sup>3</sup> Directive (EU) 2025/2360 of the European Parliament and of the Council of 12 November 2025 on soil monitoring and resilience (Soil Monitoring Law), OJ L, 2025/2360, 26.11.2025. <<https://data.europa.eu/eli/dir/2025/2360/oj>>

<sup>4</sup> 「生態系サービス」とは、人々が生態系から得る環境的、経済的、社会的、文化的その他の便益に対する生態系の直接的又は間接的な貢献をいう（第 3 条）。より一般的には、生態系が人間にもたらしている恵みをいう。鈴木良典「生物多様性の保全に関する動向—保護地域と OECM を中心に—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1248, 2023.12.7, p.1. <<https://doi.org/10.11501/13115364>>

<sup>5</sup> 「土壤の被覆」とは、土壤を完全に又は部分的に不透水性の素材で覆うことをいう（第 3 条）。

<sup>6</sup> 「土壤の除去」とは、ある区域の土壤の全部又は一部を一時的に又は長期的に除去することをいう（第 3 条）。

の健全性のモニタリング及び評価に当たっては附属書 I で定める土壤指標を適用し、土壤の被覆及び除去のモニタリングに当たっては同附属書の土壤被覆及び土壤除去指標を適用しなければならない（第 7 条）。土壤指標には、(a) EU レベルで健全な土壤の基準値を設定するもの（例：土壤の有機炭素濃度）、(b) 加盟国レベルで基準値を設定するもの（例：土壤中の重金属濃度）、(c) 基準値を持たないもの（例：土壤中の PFAS<sup>7</sup>濃度）の 3 種類がある。②土壤モニタリング枠組みを構成する土壤測定（サンプル調査）を、初回は 2030 年 12 月 17 日までに、その後は 6 年ごとに行うこと（第 9 条）。③土壤の健全性に関する評価を、初回は 2031 年 12 月 17 日までに、その後は 6 年ごとに行い、基準を満たしていない区域等を特定して公表すること（第 10 条）<sup>8</sup>。このほか、欧州委員会及び欧州環境庁（European Environment Agency）が、2027 年 12 月 17 日までに、②の土壤測定等によって得られる土壤の健全性に関するデータへのアクセスを提供するためのデジタルポータルを設けること（第 6 条）なども定められている。

### （3）土壤の回復力

加盟国は、土地の所有者等に対し、土壤の健全性及び回復力の改善のための奨励及び支援を行わなければならない（第 11 条）。改善を促進する手段として、地域の土壤特性、気候条件等に適応した持続可能な土壤管理に関する研究等の促進等が列挙されている（同条）。さらに、加盟国は、改善に関連する技術的及び財政的なニーズの評価等の措置を定期的に講じなければならない（同条）。また、加盟国は、新たな土壤の被覆又は除去を伴う土地転用<sup>9</sup>において、①生態系サービスを提供する能力の喪失の回避又は軽減、②被覆された土壤の復旧等による、生態系サービス提供能力喪失との相殺が考慮されるようにしなければならない（第 12 条）。

### （4）汚染サイトの管理

加盟国は、以下の義務を負う。①潜在的汚染サイト及び汚染サイト<sup>10</sup>による人体の健康及び環境に対するリスクが許容可能な水準に維持されるよう、2029 年 12 月 17 日までに、リスクに応じ、かつ、段階的なアプローチを確立すること（第 13 条）。当該アプローチには、潜在的汚染サイトの特定、調査のほか、汚染サイト固有のリスクの評価及び管理が含まれ、関係する公衆が意見を提供する機会の確保も求められる。②潜在的に汚染リスクのある活動の一覧作成を通じて潜在的汚染サイトを体系的に特定し、2035 年 12 月 17 日までに登録簿（⑤参照）への記録を完了すること（第 14 条）。③特定された潜在的汚染サイトについて、①のアプローチによる土壤調査を行うこと（第 15 条）。④汚染が確認されたサイト（汚染サイト）についてサイト固有のリスクを評価し、許容できないリスクが認められた場合には、遅滞なく適切なリスク低減措置を講じること（第 16 条）。⑤2029 年 12 月 17 日までに潜在的汚染サイト及び汚染サイトの登録簿を設け、オンラインデータベースとして無償公開すること（第 17 条）。

<sup>7</sup> PFAS は、特定の化学構造を持つ有機フッ素化合物の総称であり、自然界で分解されにくく、環境に排出されると非常に長期間残留する性質を有する。また、ヒトや生物に対する様々な健康影響も報告されているとされる。鈴木良典「諸外国の PFAS 対策—米国と EU の取組を中心に—」『レファレンス』889 号、2025.1, p.93. <<https://doi.org/10.11501/13982600>>

<sup>8</sup> 土壤被覆及び土壤除去に関しては、それが生態系サービスの喪失等に与える影響を評価しなければならない（第 10 条）。なお、土壤指標中の(c)の値も、生態系サービスの重大な損失の有無を特定するために分析される（同条）。

<sup>9</sup> 「土地転用」とは、前掲注(5)及び(6)で挙げた「土壤の被覆」、「土壤の除去」等を指す「土壤の人工化（artificialisation）」のほか、自然な状態での土地利用から居住区域への変更等も含む幅広い概念である（2025 年指令前文(37)）。

<sup>10</sup> 「潜在的汚染サイト」とは、関連する証拠に基づき、人為的な特定の汚染源による土壤汚染又は岩盤若しくは母材（parent material. 土壤の元となる材料）の汚染が疑われる区域をいう（第 3 条）。「汚染サイト」とは、人為的な特定の汚染源による土壤汚染又は岩盤若しくは母材の汚染が確認された区域をいう（同条）。なお、地表から見て、土壤の下に位置するのが、岩盤又は母材である（同条）。